

## 令和元年期 瀬戸内町建設工事入札参加資格に関する公表

「公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱」に基づいて、令和元年期の建設工事入札参加資格、指名基準、資格者名簿等を公表します。

### 1. 入札参加資格

瀬戸内町建設工事入札参加資格審査要綱による。

### 2. 工事の種類別指名基準

工事の種類	工事の標準金額 (千円)	格付区分
土木工事	20,000 以上	A級
	10,000 以上 20,000 未満	B級
	5,000 以上 10,000 未満	C級
	5,000 未満	D級
建築工事	45,000 以上	A級
	30,000 以上 45,000 未満	B級
	15,000 以上 30,000 未満	C級
	15,000 未満	D級
管工事	15,000 以上	A級
	5,000 以上 15,000 未満	B級
	5,000 未満	C級
舗装工事	10,000 以上	A級
	5,000 以上 10,000 未満	B級
	5,000 未満	C級
電気工事	15,000 以上	A級
	10,000 以上 15,000 未満	B級
	10,000 未満	C級

※ 町が発注する建設工事について、入札参加資格を有する業者が少ない場合その他特に理由がある場合は、この表に定める標準金額及び格付の区分を変更することがある。

○瀬戸内町建設工事入札参加資格審査要綱

(昭和 53 年 9 月 19 日訓令甲第 5 号)

(入札参加資格)

第 1 条 町が発注する建設工事の競争入札に参加する者は、次の審査に合格した者でなければならない。

- (1) 入札参加適格審査
- (2) 工事施行能力審査

(資格審査の申請)

第 2 条 前条に規定する審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(別記様式)に次の書類を添えて、毎年指定の日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 建設業許可申請書の写し
- (2) 町の納税証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(入札参加適格審査)

第 3 条 第 1 条第 1 号に規定する入札参加適格審査は次の各号に掲げる事項について、その適格性を審査する。

- (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項に規定する建設業者であること。
- (2) 法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する事項の審査を受けた者。ただし、法第 3 第 1 項ただし書の規定に該当するものについては、この限りでない。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。

(工事施行能力審査)

第 4 条 第 1 条第 2 項に規定する工事施行能力審査は、土木一式工事、建築一式工事、管工事、舗装工事及びその他の工事の種別ごとに、法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査結果により得た採点数に、工事成績等により審査して得た採点数を加えたものを合計点数として、当該建設業者の工事施行能力を測定するものとする。

2 前項の採点の要領は別に定める。

(工事種別の格付)

第 5 条 前条の規定に基づく工事施行能力の測定は、次の各号に定めるところにより、工事種別ごとに格付するものとする。

- (1) 土木工事一式については、4 等級
- (2) 建築一式工事については、4 等級
- (3) 管工事については、3 等級
- (4) 舗装工事については、3 等級
- (5) 電気工事については、3 等級
- (6) その他の工事については、2 等級

第 6 条 町長は、第 1 条各号に規定する審査を受けた建設業者に対して、その者に係る審査の結果を文書をもって通知するものとする。

第 7 条 入札参加資格の効力は格付適用の日から、次年度の格付適用の日の前日までとする。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 21 日告示第 18 号)

この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 5 日告示第 1 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 20 日告示第 13 号)

この訓令は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 24 日告示第 7 号)

この訓令は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。